	<h1>すすま</h1>	第 79 号 平成16年12月15日	須万地区 人口 5,366 人 世帯数 1,956 世帯 平成16年11月末現在
---	--------------	-----------------------	---

須万大名行列 — 萩開府400年記念事業 —

11/14 萩時代まつりで堂々披露



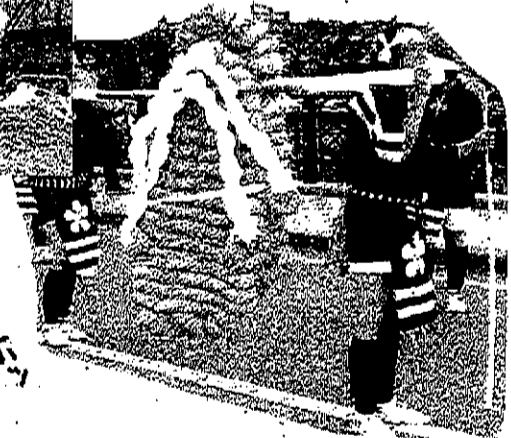
須万を、しっかりPRしてきました!

郷土伝統芸能のすばらしさ再発見!

応援部隊を含め
200名が参加!



大から草履も新調!
木村勉さん 仁山賢さんの
伝統技で製作



エイ・ホッ
エイ・ホッ

・須万の行列見栄え一番最高でした。大いに周南市須万のPRにはなっていました。
 ・出演者のみなさんお疲れ様でした。
 ・須万住民として誇りに思いました。萩市まで応援に行き、良かったです。
 ・若い人から、ベテラン人まで、心と心をつなげた勇姿に感動しました。
 ・出演者と応援隊がひとつになりました。(応援部の感想より)

10/17 第42回 須万地区市民運動会

主催・須万地区自治会連合会 主管・須万地区体育振興会
 後援・須万地区まちづくり推進協議会 須万公民館

- 結果発表
- 1 和奈古
 - 2 錦市
 - 3 本郷

地区運動会のお礼
 今年は天候にもめぐまれて 各自治会・体育振興会・役員等の皆様のご理解ご協力と一致団結により、無事開催することができました。誠に有り難うございました。また各企業・個人の皆様から多大なるご寄附をいただき感謝申し上げます
 — 自治会連合会 —



ついに
始動!!

自治会防犯活動

各自治会では、ウォーキングの方、犬の散歩の方にパトロール員の腕章を付けて地区を回って頂く活動を推進しております。

また、各自治会の防犯・防災部長宅には、「防犯部長」の表札をかけて頂きます。沼城小学校PTAとも協力し、「子ども110番の家」を設置します。「子ども110番の家」とは、子どもたちが「不審者からの声かけ、付きまとい行為」等の危険を感じた時に、避難場所として駆け込み、住民が一時的に保護して、警察に通報する制度です。

自治会長等が設置のお願いにお伺いした際には、ご協力の程、よろしくお願い致します。

各自治会の防犯部長さんは、以下のとおりです。

自治会名	氏名	自治会名	氏名
奥光	伊藤 薫	東和奈古	廣林 稔
井手下	桑田 健	上牛の毛	中村 敦司
下本城	村田 喜重郎	下牛の毛	谷山 七郎
上本城	藤本 隆雄	高橋	荒岡 彰
上若	亀谷 信夫	西殿木原	岡田 暁
友国	有馬 元介	東殿木原	藤井 康弘
肝要	重岡 穂	下市	岩崎 義夫
片地上	村田 真博	中市	伊藤 雅史
山手	有海 豊	上市	小山 宏之
西和奈古	田村 昭二	新引	神田 博史
一の坂	小野 和義	新屋台	堀田 勝志

全国的に、子どもたちを狙った痛ましい事件や侵入盗などの犯罪が増加しております。子どもたちを安全に守り育て、地域全体の安全を確保するのは、私たち一人ひとりの力です。「地域社会全体で子どもたちを守り、地域の安全を守る」これが「子ども110番の家」と「パトロール員」の願いです。

パトロール員 募集!

興味のある方は、須々万支所までご連絡下さい。
(88-0001)

須々万地区人権教育講演会 (11月18日)

～こころのバリアフリーを求めて～



北九州市障害福祉ボランティア協会の近藤節子先生より、障害者の立場から「障害者の人権とまちづくり」こころのバリアフリーを求めて」と題してお話をいただきました。須々万でも誰もが住みよい福祉のまちづくり運動を推進中で、たいへん参考になりました。

『お互いを理解しようという気持ちを大切にしたいですね』(先生のお話より)

北部ブロック 須々万地区人権教育推進協議会

緊急情報

—架空請求急増!—

周南市では、11月に入って、はがきやメールによる身に覚えのない請求が急増中。

【架空請求の例】

- 運営業者から回収業務の委託を受けたとする請求
例: 「ご契約会社から回収業務の委託を受けた」
「債権譲渡を受けた」
- 存在しない法令・制度や公的機関の名称を用いた請求
例: 「関東債権管理局」「関東管財局」
「(電子消費者契約民法特例法上の)法務省認定通達書」
「法務省認可法人」
- 脅迫的な文言を用いた請求
例: 「給与差し押さえ及び、不動産物・不動産物の差し押さえを強制執行」
「法的手段(措置)を取る」「担当回収員がご自宅や職場に直接伺う」

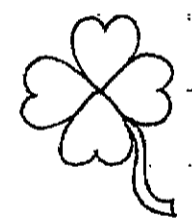
【対策】

- 相手に連絡しない。(電話番号などの個人情報も絶対に知らせない)
- 身に覚えがなければ払わない。
- 請求はがきなどの証拠は保管する。
- 悪質が取立ての場合は、警察へ届け出る。
- ご相談は、市消費生活センターまたは各総合支所消費生活相談窓口へ

◎「裁判所」から「叫出状」などの文書が届いた場合は、その連絡先が真実のものであるかを電話帳や消費生活センターなどで確認し、真実裁判所からのものである場合は、直ちに弁護士や消費生活センターに相談するなどの対応をとる必要があります。

とにかく、消費生活センターへご相談ください
周南市消費生活センター(市役所内)
0834-22-8321

公民館情報



あなたの“学び”応援します!

周南市生涯学習センターより、お届けする学び情報! 家族で楽しめるイベントや子どもから大人まで参加できる講座など、とっておきの情報満載です!

- ホームページ <http://www.city.shunan.yamaguchi.jp/hp/manabi/>
- 情報紙「ふあんど」(月1回発行)
- 大人向けメールマガジン「ふあんど」(月2回配信)
- 子ども向けメールマガジン「7才ふあんど」(月2回配信)

編集後記

12月もあと半分、気持ちいい頃になりました。須々万の中でも、道路の拡張工事などで... あちらでも、こちらでも 工事中ですね。牛の毛、本城など片側交互通行や車線変更などで、人も車も通行がむずかしいです。事件はもちろん、事故にもまき込まれないよう安全には、十分に気を付けたいですね。

みなで、元気に新しい年を迎えよう。

